

伊佐北始良環境管理組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2022（令和4）年4月

伊佐北始良環境管理組合

■ 目次

| | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 背景 | 1 |
| 2. 基本的事項 | 2 |
| (1) 目的 | |
| (2) 対象とする範囲 | |
| (3) 対象とする温室効果ガス | |
| (4) 計画期間 | |
| (5) 上位計画及び関連計画との位置付け | |
| 3. 温室効果ガスの排出状況 | 3 |
| (1) 温室効果ガス総排出量 | |
| (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因 | |
| 4. 温室効果ガスの排出削減目標 | 4 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 温室効果ガスの削減目標 | |
| 5. 目標達成に向けた取組 | 5 |
| (1) 取組の基本方針 | |
| (2) 具体的な取組内容 | |
| 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 | 6 |
| (1) 取組の基本方針 | |
| (2) 点検・評価・見直し体制 | |
| (3) 進捗状況の公表 | |

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

日本では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本組合においても、節電対策を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進します。

2. 基本的事項

(1) 目的

伊佐北始良環境管理組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本組合事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、伊佐北始良環境管理組合（以下「本組合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本組合事務事業編の対象範囲は、本組合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本組合の管理する施設は一般廃棄物処理施設のみであるため、本組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）、一酸化二窒素（N₂O）のみとします。

(4) 計画期間

2022 年度（令和 4 年度）から 2030 年度末（令和 12 年度末）までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2026 年度（令和 8 年度）に、計画の見直しを行います。

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | |
|--------|----------|---|----------|------|------|------|-----------|---|----------|--|
| | 2013 | … | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | … | 2030 | |
| 期間中の事項 | 基準 年度 | | 計画 開始 | | | | 計画 見直し | | 目標 年度 | |
| 計画期間 | | | → | | | | | | | |

図 1 計画期間のイメージ

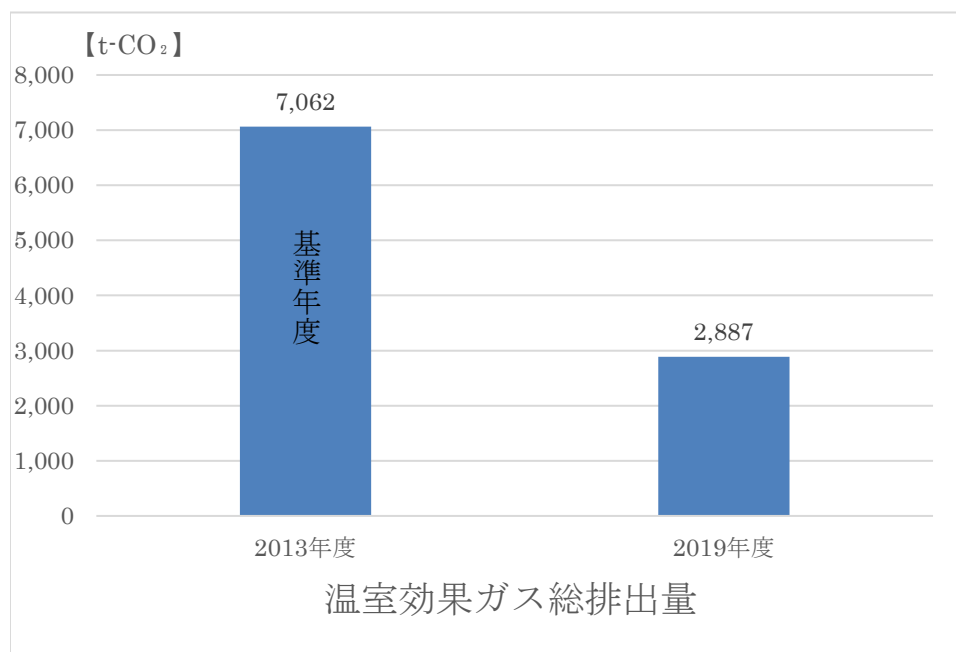
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、本組合独自の総合計画等の策定はないため、地球温暖化対策推進法に即して策定します。

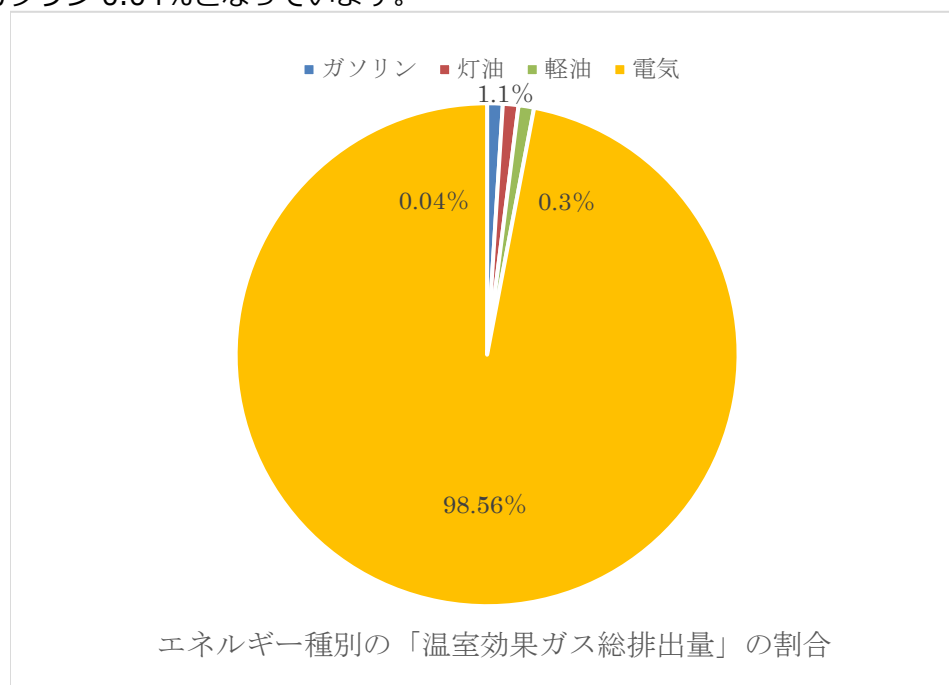
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）は 7,062t-CO₂、2019 年度（令和元年度）では 2,887t-CO₂ となっています。



また、2019 年度のエネルギー種別では、電気が全体の 98.56% を占め、次いで灯油 1.1%、軽油 0.3%、ガソリン 0.04% となっています。



(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

2019 年度温室効果ガス排出量は基準年度（2013 年度）の約 59% の減少となっています。2014-2015（平成 26-27）年度に焼却炉の改修（溶融炉からストーカ炉への変更）を行い、焼却方式の変更を行ったことによる灯油使用量の減少が大きな要因となります。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

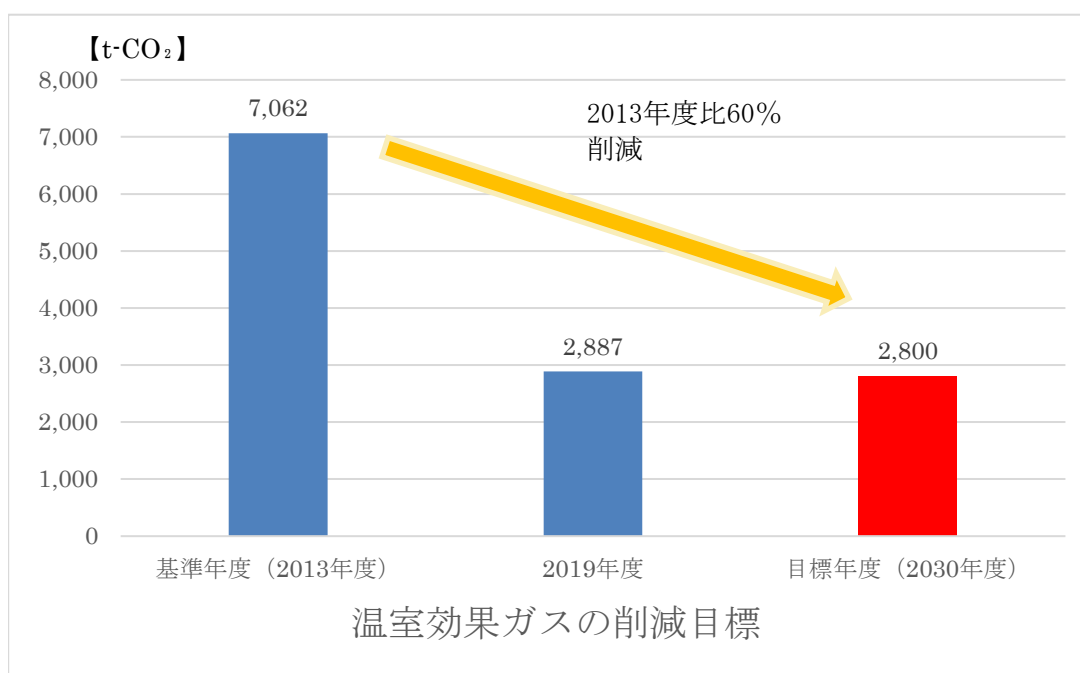
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

2019年度（令和元年度）時点で既に基準年度（2013年度）の59%の削減を達成しているため、2019年度（令和元年度）温室効果ガスの排出量 2,887 t -CO₂の約3%、87 t -CO₂の削減の 2,800 t -CO₂の排出量を目標年度（2030年度）に目指し、基準年度（2013年度）比で60%削減することを目標とします。

| 項目 | 基準年度（2013年度） | 目標年度（2030年度） |
|------------|------------------------|------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 7,062t-CO ₂ | 2,800t-CO ₂ |
| 削減率 | - | 60% |



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因の大部分を占める、電気使用量の削減を重点的に取り組みます。

(2) 取組の基本方針

① 施設設備等の運用改善

現在保有している廃棄物処理施設の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ 処理施設設備は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。

② 施設設備等の更新

- ・ 現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- ・ 施設建屋照明機器のLED化を進めます。

③ 職員の日常の取組

- ・ こまめに電源を切るようにし、未使用機器のコンセントは抜くように心掛けます。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- ・ 設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下を徹底します。
- ・ 夏冬のクールビズ、ウォームビズを推奨します。
- ・ 上下フロアの移動は階段を利用し、エレベーターの利用を控えます。
- ・ 必要以上の照明について見直します。
- ・ 業務終了後の早期退庁を推奨します。
- ・ ごみについては分別を徹底します。
- ・ 公用車利用時には、エコドライブを実践します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 取組の基本方針

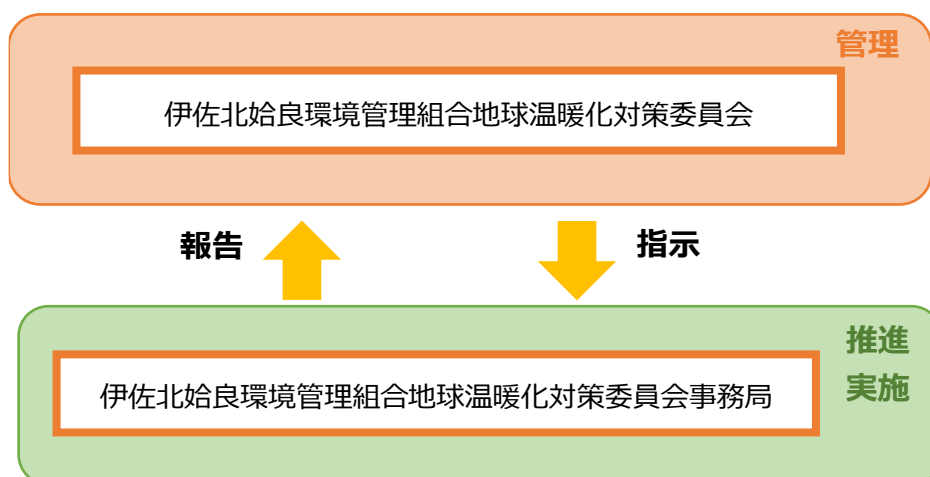
本組合事務事業編を推進するために、管理者を委員長とする「伊佐北始良環境管理組合地球温暖化対策委員会」を設け、取組を着実に推進します。

① 伊佐北始良環境管理組合地球温暖化対策委員会

管理者を委員長、副管理者を副委員長とし、地球温暖化対策推進責任者（事務局長）で構成します。本組合事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 伊佐北始良環境管理組合地球温暖化対策委員会事務局

本組合事務局職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、施設内の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。



伊佐北始良環境管理組合事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

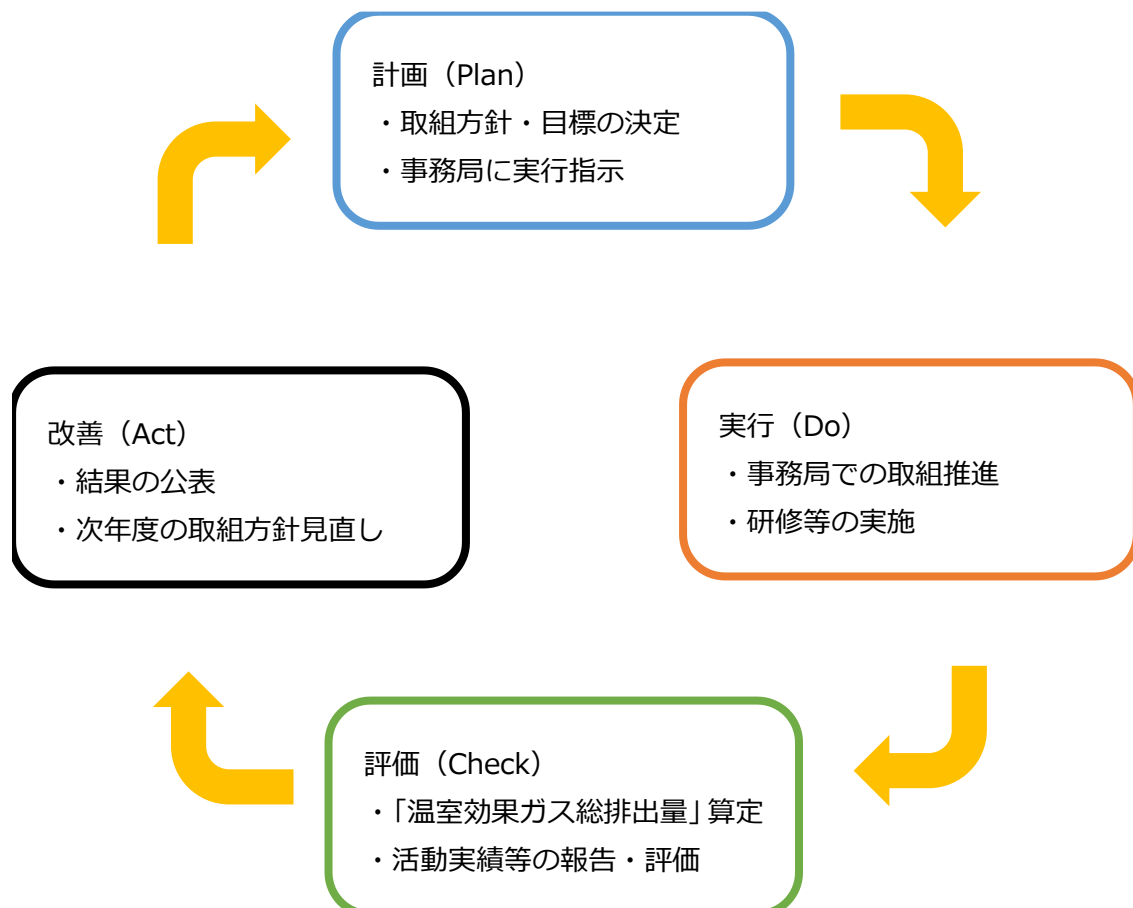
本組合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本組合事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本組合事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局職員に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の確認を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に本組合事務事業編の改定を行います。



毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

本組合事務事業編の進捗状況は、施設所在地の構成市（伊佐市）のホームページで公表します。